

福岡県森林整備工事に係る指名選定基準

(制定) 平成 25 年 3 月 29 日付け 24 農林整第 3112 号

(最終改正) 平成 30 年 8 月 22 日付け 30 農林整第 2135 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱（平成 21 年 9 月 29 日付け 21 総セ第 13175 号）に定めるもののほか、森林整備工事等の適切な執行を確保するため、指名競争入札の相手方とする者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札参加者の指名)

第 2 条 指名業者数は、原則として 5 者以上とする。

ただし、工事箇所のある地域内に当該業務の施工能力を有する者が少数である場合等については、これによらないことができる。

(指名競争入札に参加できる者の資格)

第 3 条 競争入札に参加できる者は、県が定める「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買い入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指定競争入札に参加する者に必要な資格」（平成 25 年 1 月 29 日福岡県告示第 117 号）に規定する入札参加資格を有する者のうち、業種品目区分が

大分類：サービス業種その他

中分類：その他

であり、明細情報に「森林整備」と記入している者。

(指名業者の選定基準)

第 4 条 入札参加者の選定に当たっては、森林整備工事の適正な施工を確保するため、次号に掲げる事項を総合的に勘案し、指名業者の選定を行うものとする。

- 1 県の林業経営体に関する情報の登録・公表要領に基づき登録された林業経営体
- 2 別紙 1 に掲げる技術者（以下「専門技術者」という。）の雇用状況
- 3 労働者の労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金制度の加入状況
- 4 業者の所在地及び当該工事箇所の地理的条件
- 5 森林整備工事の実績

(指名業者として選定を行わない場合)

第 5 条 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱第 3 条に基づき指名停止を受けている場合。

2 福岡県が発注する物品の製造の請負及び買い入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 25 年 1 月 29 日福岡県告示第 117 号）第 1 に該当する場合。

3 県の林業経営体に関する情報の登録・公表要領に基づき登録された内容に虚偽の登録

をした場合。

ただし、前記 3 において登録された内容に虚偽の登録の事実があった後、速やかに変更した場合はこの限りではない。

附 則

- 1 この基準は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 5 年 1 0 月 1 日以降に指名するものから適用する。

別紙 1

第 4 条第 2 項に定める専門技術者

- (1) 技術士: 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) に規定する技術士の登録を受けた者。
ただし、森林土木、又は林業部門に限る。
- (2) 林業技士: (社) 日本林業技術協会の認定する林業技士。ただし、森林土木又は林業経営部門に限る。
- (3) 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 187 条第 3 項に規定する林業普及指導員の資格を有している者。ただし、ここでいう林業普及指導員には、改正前の森林法の規定による資格 (林業専門技術員、林業改良指導員) を含むものとする。
- (4) 知事又は (公財) 福岡県水源の森基金理事長によって、基幹林業作業士、林業技能作業士として認定された者。
- (5) 研修終了者に係る登録制度の運用について (平成 10 年 4 月 1 日付け林野組第 36 号) に基づき、林業労働力確保センター等が実施する研修を終了し、農林水産省が備える研修終了者名簿にフォレストワーカー (林業作業士)、フォレストリーダー (現場管理責任者)、フォレストマネージャー (統括現場管理責任者) として登録された者。
- (6) 学校教育法に定める学校において、林業に関する学科を修めた者で、森林整備関係業務に関する職務経験が、次に掲げるいずれかに該当する者。
 - ① 高等学校を卒業した後 5 年以上
 - ② 大学、又は高等専門学校を卒業した後 3 年以上
- (7) 森林整備関係業務に関し、10 年以上の職務経験を有する者。